2　農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第百二号）附則第三条の規定によりなお従前の例により同条に規定する旧農地保有合理化法人が新たに同条に規定する旧農地保有合理化事業を行う場合又は同法附則第四条第一項の規定により同項各号に掲げる同法附則第三条に規定する旧農地保有合理化事業の実施についてなお従前の例によることとされる場合には、旧規則第二十三条の七第三十二項（第一号ロ⑴に係る部分に限る。）及び第四十一項（第三号に係る部分に限る。）並びに第二十三条の八第二十五項において準用する旧規則第二十三条の七第四十一項（第三号に係る部分に限る。）及び第二十三条の八第三十一項において準用する旧規則第二十三条の七第四十一項（第一号ロ⑴に係る部分に限る。）並びに第二十三条の八第三十一